（帳簿）

第六十二条の二の十八　法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。

一～四　（略）

五　附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数

イ～ニ　（略）

ホ　第六十二条の六第二項において準用する第六十二条の五第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第四号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

2　（略）

（検査対象外軽自動車等の型式認定）

第六十二条の三　（略）

2～4　（略）

5　第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。

6・7　（略）

（出荷検査証の発行）

第六十二条の六　法第七十五条の二第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定共通構造部を有する特定共通構造部型式指定自動車を譲渡する場合には、当該特定共通構造部型式指定自動車が次に掲げる基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、出荷検査証を発行し、これを譲受人に交付することができる。

一　指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有すること。

二　道路運送車両の保安基準の規定（当該特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。

三　法第二十九条第二項又は法第三十条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。

2　前条第二項及び第三項の規定は、特定共通構造部型式指定自動車に係る前項の規定による出荷検査証の発行及び交付について準用する。

3　第一項の申請をした者は、同項の規定により出荷検査証を発行したときは、当該特定共通構造部型式指定自動車の点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項及び第八条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（帳簿） **第六十二条の二の十八**　法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。 一～四　（略） 五　附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数 イ～ニ　（略） （新設） 2　（略） （検査対象外軽自動車等の型式認定） **第六十二条の三**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十八号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。 6・7　（略）	（帳簿） **第六十二条の二の十八**　法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。 一～四　（略） 五　附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数 イ～ニ　（略） ホ　第六十二条の六第二項において準用する第六十二条の五第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第四号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数 2　（略） （検査対象外軽自動車等の型式認定） **第六十二条の三**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。 6・7　（略）
（新設）	（出荷検査証の発行） **第六十二条の六**　法第七十五条の二第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定共通構造部を有する特定共通構造部型式指定自動車を譲渡する場合には、当該特定共通構造部型式指定自動車が次に掲げる基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、出荷検査証を発行し、これを譲受人に交付することができる。 一　指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有すること。 二　道路運送車両の保安基準の規定（当該特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。 三　法第二十九条第二項又は法第三十条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。 2　前条第二項及び第三項の規定は、特定共通構造部型式指定自動車に係る前項の規定による出荷検査証の発行及び交付について準用する。 3　第一項の申請をした者は、同項の規定により出荷検査証を発行したときは、当該特定共通構造部型式指定自動車の点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項及び第八条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。
第三条　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。 一～三　（略）	**第三条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。 一～三　（略）